

令和4(2022)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する令和4(2022)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金(以下「本補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 本補助金の目的、交付の対象者、交付の対象となる経費及び補助金額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

目的	交付の対象者	交付の対象となる経費	補助金額
県内中小企業におけるテレワーク導入に向けた環境整備を一層促進することを目的とする。	県内に事業所を有する中小企業主のうち、次のすべてを満たす者とする。 1 令和3(2021)年4月1日以降に、人材確保等支援助成金(テレワークコース)機器等導入助成(以下「国助成金」という。)の支給決定を受けている者 2 県税を滞納していない者	国助成金の対象となる経費で、県内事業所において実施した事業に係るもの	対象事業費に6分の1を乗じて得た額又は500千円のいずれか低い方の額とする。

(交付の申請)

第3条 本補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和4(2022)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金交付申請書	別記様式第1号	1 国助成金のテレワーク実施計画(変更)書(様式第1号)の写し 2 国助成金のテレワーク実施計画対象経費内訳書(様式第1号別紙1)(支給申請書(機器等導入助成)提出時のもの)の写し 3 国助成金(機器等導入助成)の支給申請書(様式第5号)の写し 4 国助成金の支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)及び役員等一覧(別紙)の写し 5 国助成金(機器等導入助成)の支給決定通知書(様式第10号)の写し	各1部	令和5(2023)年3月15日

		6 テレワーク実施の情報提供に係る同意書（別記様式第2号）の写し 7 テレワーク実施対象労働者のテレワークの実施状況が分かる資料（栃木県内事業所所属の労働者分）（任意様式） 8 その他知事が必要と認める書類		
--	--	---	--	--

（交付決定及び交付額確定）

第4条 本補助金の交付決定は、規則第16条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととする。

（実績報告）

第5条 規則第13条の規定による実績報告は、第3条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

（交付決定の取消等）

第6条 本補助金は、国助成金共通要領0801の規定により助成金の支給決定の取り消しを受けたときは、第4条の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の請求）

第7条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和4(2022)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金交付請求書	別記様式第3号	交付決定及び交付額確定通知書（様式第1号）（以下「確定通知書」という。）の写し	1部	確定通知書の受理後20日以内

（書類の整備）

第8条 規則第23条で規定される書類及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は産業労働観光部長が別に定めるものとする。

附 則

- この要領は、令和4(2022)年4月1日から適用する。
- この要領は、令和5(2023)年3月31日限りその効力を失う。
- この要領の失効前に交付の決定のなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。